

# 第16回定時株主総会資料

( 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 )

○ 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

○ 計算書類

「個別注記表」

第16期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## マイクロ波化学株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様  
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいた  
します。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は「コンプライアンス・リスク管理規程」を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
  - (2) 役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
  - (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
  - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、「コンプライアンス・リスク管理規程」に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
  - (5) 役職員の法令・定款違反等の行為については、「コンプライアンス・リスク管理規程」および「正社員就業規則」および「アルバイト就業規則」に従って、適正に処理を行う。
  - (6) 当社は「反社会的勢力対策規程」を策定し、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たないものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役及び従業員の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
  - (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて「文書管理規程」に規定された期間とする。
  - (3) 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、担当部署にて規則・ガイドラインなどの案を策定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規則・ガイドラインに従い迅速かつ適切に対応する。
  - (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
  - (3) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において十分に審議する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
  - (2) 会社の意思決定方法、職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「組織規程」において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うとともに業務を効率的に遂行する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 取締役は、監査役の求めがある場合には、監査役を補助する使用人（以下、監査役スタッフという）として適切な人材を配置する。
  - (2) 監査役スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考課は監査役が行い、人事異動については監査役と取締役が協議する。
6. 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
  - (2) 監査役スタッフの任命・異動・人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
7. 監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役スタッフは、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
  - (2) 監査役スタッフは、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加する。
  - (3) 取締役及び使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
  - (4) 監査役スタッフは、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
8. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- (1) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受け

る。

- (2) 内部監査部署は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告する。
- (3) 外部専門家を窓口とする内部通報制度を整備し、取締役会は、その内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査役と共有の上、業務執行の内容を検証する。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役からの業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。
- (5) 取締役及び使用人は、当社の事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況、内部通報の状況及び事案の内容その他あらかじめ協議決定した事項などを監査役に定期的に報告する。

#### 9. 報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 内部通報制度の窓口を弁護士とし、内部通報があった場合には、当該弁護士は当社監査役に対して速やかに通報者の特定される事項を除き事案の内容を報告する。
- (2) 通報者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮することはできず、通報者は、異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査役に依頼できる。
- (3) 取締役会は、内部通報の状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、監査役と協議の上、内部通報制度の見直しを行う。

#### 10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役職務の執行上、必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- (2) 監査役職務の執行上、緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

#### 11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役職務の執行に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換等、監査役職務の執行が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

- (3) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は21回（このほか会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回）開催され、取締役の職務執行の適法性の確保及び適正性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が全てに出席いたしました。また、取締役会のほか、監査役会を20回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査基本計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 仕掛品 個別法による原価法  
貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～20年
構築物	15年～20年
機械及び装置	8年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2年～10年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

##### ③ リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金の残高はありません。

## (5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

### ① 共同開発契約

共同開発契約においては、開発テーマに関する報告書・サンプル等を提出し対価を得ております。このような契約においては、顧客による報告書・サンプル等の検収が完了した時点で収益を認識しております。

### ② ライセンス契約

ライセンス契約においては、顧客に対して当社の知的財産の実施許諾を行い、その対価として契約一時金、ランニングロイヤリティを得ております。契約一時金は、知的財産を実施許諾する時点で収益を認識しております。ランニングロイヤリティは、実施許諾先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、実施許諾先の企業において製品が販売された時点で収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 関係会社（ティエムティ株式会社）株式の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

・関係会社株式 319,444千円

#### ② その他の情報

・見積りの算出方法

関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

実質価額とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額であります。

また、実質価額が「著しく低下したとき」とは、株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下しており、かつ実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合を指しております。

・見積りの算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の評価を行う上での実質価額の回復可能性の検討においては、同社の将来の事業計画を基礎としております。当該事業計画は、製造する製品の販売数量・販売単価・単位当たり製造原価及び保有する固定資産の生産能力について、合理的な仮定を置いて策定しておりますが、今後の市場

動向、生産性向上のための施策・設備増強等の進捗及び結果の影響を受けるため、不確実性があります。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

(2) 関係会社（ティエムティ株式会社）長期貸付金の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

・関係会社長期貸付金 80,000千円

② その他の情報

・見積りの算出方法

関係会社長期貸付金については、債権の発生当初における将来キャッシュ・フローと債権の帳簿価額との差額が一定率となるような割引率を算出し、債権の元本及び利息について、元本の回収及び利息の受取が見込まれるときから当事業年度末までの期間にわたり、債権の発生当初の割引率で割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とし、損失として処理しております。

・見積りの算出に用いた主要な仮定

関係会社長期貸付金の評価を行う上での将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、同社の将来の事業計画を基礎としております。当該事業計画は、製造する製品の販売数量・販売単価・単位当たり製造原価及び保有する固定資産の生産能力について、合理的な仮定を置いて策定しておりますが、今後の市場動向、生産性向上のための施策・設備増強等の進捗及び結果の影響を受けるため、不確実性があります。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。



### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 268,664千円

#### (2) 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した資産につき取得価額から控除されている圧縮記帳額は、次のとおりであります。

建物	61,093千円
構築物	30,123千円
機械及び装置	571,783千円
工具、器具及び備品	3,039千円
ソフトウェア	22,217千円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

関係会社に対する短期金銭債権 119,893千円

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	—
営業取引以外の取引高	22,595千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 15,357,400株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
該当事項はありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における株式引受権に係る株式の数  
該当事項はありません。
- (5) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 1,215,200株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ・金融商品に対する取組方針

当社は、研究開発を進めるために必要な資金については、研究開発計画に照らし、主に銀行借入や第三者割当増資により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針です。

#### ・金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、及びその他金銭債権である未収入金、立替金、関係会社長期貸付金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び債権残高管理を随時行うことによってリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、及びその他金銭債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。長期借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。リース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算期後18年であります。支払いの管理については、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

#### ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 差 入 保 証 金	76,003	68,016	△7,986
② 長 期 借 入 金 (1年内返済予定を含む)	(410,000)	(410,000)	—
③ リ ー ス 債 務 (1年内返済予定を含む)	(335,309)	(386,768)	51,459

(注) 1. 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

2. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「立替金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

### 3. 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	5,000
関係会社株式	319,444

#### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価で貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

#### ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 差入保証金	—	68,016	—	68,016
② 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	—	(410,000)	—	(410,000)
③ リース債務 (1年以内返済予定を含む)	—	(386,768)	—	(386,768)

(注) 1. 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

2. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「立替金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### ① 差入保証金

返済期日までの将来キャッシュ・フローと、国債の利回り等の適切な指標を基に割引現在価値法

により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② 長期借入金、③ リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	661,609千円
減損損失否認	42,229千円
減価償却超過額	56,975千円
関係会社株式評価損	270,586千円
その他	15,195千円
繰延税金資産 小計	1,046,597千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△658,299千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△358,469千円
繰延税金資産 合計	△1,016,769千円
繰延税金資産の純額	29,827千円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース

① リース資産の内容

・有形固定資産

マイクロ波化学関連事業における実証開発設備（建物）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## (2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	18,120千円
1年超	285,390千円
合計	303,510千円

## 9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	1,203,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	33,492千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△247,118千円

(注) 上記の「関連会社に対する投資の金額」は、883,555千円の減損を行っております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
関連会社	ティエムティ 株式会社	所有 直接 50.0%	役員の兼任 特許・ノウハウ のライセンス供 与	資金の貸付	80,000	関係会社 長期貸付金	80,000
				受取利息 (注)1	4	未収入金	24,287
				出向人件費 等(注)2	22,590	未収入金	85,545

(注)1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 取引金額の決定については、第三者との取引を勘案し、決定しております。

## 11. 収益認識に関する注記

- (1) 当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント
	マイクロ波化学関連事業
共同開発契約	1,196,153
ライセンス契約	—
その他	19,200
顧客との契約から生じる収益	1,215,353
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,215,353

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	159,546
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	336,689
契約負債(期首残高)	44,620
契約負債(期末残高)	407,850

- (注) 1. 前受金は共同開発契約及びライセンス契約に関連して顧客から受領したものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は44,620千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格は817,800千円であり、マイクロ波化学関連事業に関するものであります。

当該未履行の履行義務残高については、概ね1年以内に収益を認識する予定であります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっての実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、記載を省略しております。

**12. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たりの純資産額	111円09銭
(2) 1株当たりの当期純利益	5円09銭

**13. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。